

○西和賀町創業支援事業費補助金交付要綱

令和4年3月31日告示第38号

改正

令和5年5月23日告示第54号

(趣旨)

第1 この要綱は、地域の産業振興及び活性化を図るため、町内において新たに創業する中小企業者が事業を開始する際に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、西和賀町補助金交付規則（平成17年規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者をいう。
- (2) みなし大企業 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次のいずれかに該当する法人をいう。
  - ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が単一の大規模法人の所有に属している法人
  - イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大規模法人の所有に属している法人
- (3) 創業 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出を管轄する税務署に提出し町内において新たに事業を開始すること又は新たに法人設立登記を行い、町内において事業を開始することをいう。
- (4) 施設設備等 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる資産をいい、事業の用に供するために直接必要な税抜き単価3万円以上のものをいう。
- (5) 創業支援塾 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく創業支援等事業計画により実施する創業支援塾をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であり、第1号から第4号のいずれにも該当し、かつ、第5号又は第6号に該当する者とする。

- (1) 補助金の申請年度内に創業する者又は補助金の交付申請時において創業の日から1年を経過していない者
- (2) 納税地が町内である者
- (3) 町税その他町の債務を滞納していない者

- (4) みなしだ企業でない者
  - (5) 申請日において西和賀商工会の会員で、当該商工会の指導を受けた事業計画書における損益計画の3年後の事業収入が、100万円を超える事業計画であり、その進捗に関し、継続して経営指導を受ける者
  - (6) 金融機関において指導を受けた事業計画書における損益計画の3年後の事業収入が、100万円を超える事業計画であり、その進捗に関し、継続して経営指導を受ける者
- (補助対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業は、地域の産業の振興及び活性化に資するものであって、補助金の交付後も継続が見込まれる事業とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる事業は、対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業
  - (3) その他町長が適当でないと認める事業
- (補助対象経費及び補助金の額)

第5 補助対象の経費は、事業の用に供する施設設備等の取得に要する経費(建物については、改修に要する経費又は事業所の賃貸借契約に係る初期経費を含む。)とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費から消費税及び地方消費税を除いた経費の3分の2以内の額(創業支援塾修了者にあっては4分の3以内の額)とし、150万円を上限とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
  - 3 補助金の交付は、一補助対象者につき1回限りとし、他の補助制度等との併用はできないものとする。
- (補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西和賀町創業支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 西和賀町創業支援事業計画書(様式第2号)
  - (2) 西和賀商工会又は金融機関の指導を受けた株式会社日本政策金融公庫が実施する国民生活事業で使用する創業計画書、企業概要書及び月別収支計画書又は岩手県信用保証協会で使用する創業・再挑戦計画書の写し
  - (3) 補助対象経費が分かる契約書又は見積書等の写し
  - (4) 創業支援塾受講者にあっては修了証書の写し
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第7 町長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、西和賀町創業支援事業費補

助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付すべきでないと認めたときは、西和賀町創業支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8 申請者は、規則第8条第1項の規定により申請の取下げを行う場合は、当該通知を受け取った日から起算して15日以内に、西和賀町創業支援事業費補助金交付申請取下届出書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（変更の申請）

第9 第7の規定により交付決定を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ西和賀町創業支援事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し、町長の承認を得るものとする。

- (1) 補助対象事業を変更するとき（補助対象経費の20パーセント以内の減額変更であって事業計画の大幅な変更がない場合を除く。）。
- (2) 補助事業を中止又は廃止するとき。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、承認の可否を決定し、承認するときは、西和賀町創業支援事業変更（中止、廃止）承認通知書（様式第7号）により、承認しないときは、西和賀町創業支援事業変更（中止、廃止）不承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10 補助事業者は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに西和賀町創業支援事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 創業したことが確認できる書類
  - ア 法人にあっては、登記簿謄本又は定款等の写し
  - イ 個人事業主にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 補助事業の完了が確認できる書類又は写真等
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第11 補助事業者は、第10に規定する実績報告を行った後、西和賀町創業支援事業費補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第12 町長は、第10及び第11の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に補助事業者に補助金を交付するものとする。

（概算払）

第13 補助事業者は、概算払いを受けようとする場合は、西和賀町創業支援事業費補助金概算払請求書（様式第11号）を町長に提出するものとする。

2 第12の規定は、概算払の場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第14 町長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、西和賀町創業支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15 町長は、規則第16条第1項の規定により補助金の返還を求める場合は、西和賀町創業支援事業費補助金返還命令通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第16 規則第19条で定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(事業成果の定期報告)

第17 補助金の交付を受けた補助事業者は、西和賀町創業支援事業費補助金成果報告書（様式第14号。以下「成果報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 成果報告書の提出は、交付を受けた年度の翌年度から3年間とし、その提出時期は、決算終了後2か月以内とする。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ成果報告書の提出を求めることができる。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。